

戦争をする国・しない国の分岐点

—政治的判断力が問われる時代のなかで、学術的であるために—

At a turning point: to wage war or not to wage war
- questioning the government decision-making process
from an academic point of view

浅井 春夫
ASAI Haruo

要約

2015年は戦争を国民的レベルで真摯に論じる熱い政治の季節となった。戦後70年間、日本は戦争をしない国として歩んできたが、集団的自衛権の行使容認の閣議決定と安全保障関連法の成立は、戦争をする国への歩みをすすめることになった。日本の現局面は、戦争をする国・しない国の分岐点にあり、戦争をしない国のままであるための政治的判断力が国民に問われる時代となっている。

Abstract

2015 was the year in which the government seriously discussed war at the national level. For seventy years, Japan has walked the pacifist path, but a cabinet decision to accept the right to collective self-defense and the establishment of the national security bill have provided the impetus for the ability to wage war. At present, Japan is at a crossroads regarding whether it should or should not carry out war, and it is time for the public to question the government decision making process in order that the country remain opposed to war.

Key words: A country at war, military expenditure, security policy, a turning point

はじめに—戦争をする国・しない国を分かつもの—

日本は戦後70年にわたって戦争をしていない国である。2015年は、「国際平和支援法」と安全保障関連法の是非をめぐる、国民的な議論と運動が展開された。とりわけ従来の社会運動の枠組みを超えて、運動参加者の規模、参加者の年齢層の若さ、労働組合や組織された構成員とともに市民的な広がりをもった多様な階層によって成り立っている運動としての特徴を見ることができた。

安倍政権が期待するように、国民が安全保障関連法とその実行化に関心を失い諦め、国民の怒りが一過性でだんだんと鎮められるという見通しに対して、この政治運動の経験は、さらに確信的な運動として展開されることになろう。集团的自衛権の行使容認の閣議決定を踏まえて、安全保障関連法案が上程されたときの「反対」「廃案」のスローガンは、成立した時点で、反対という不同意の意思表示の延長線上に、同法の廃止を求めることになることも必定である。

そして“とりま反対”（とりあえずまあ反対）から、“やっぱ反対”の確信を形成していく課題がこれからの運動に求められている。

本稿は、まず戦争犠牲者の現実にはどのような数値が示されているのかを確認する。つぎに戦争に関わった国の歴史と現実を知る課題にアプローチする。第3に、戦争をしない国の現状とその理念について整理したうえで、戦争をする国・しない国の分岐点とは何かについて論究することが課題である。

1. 戦争の犠牲者はどれくらいあるのか

第二次世界大戦における軍人・軍属の戦死者数と民間人死者数に関しては、国、調査団体によってさまざまな説があるが、ここでは『タイムズ・アトラス 第二次世界大戦歴史地図 コンパクト版』[ジョン・キーガン編(2001)]に基づいた資料を紹介しておく。日本については、厚生労働省の資料による。

図1に基づいて第二次世界大戦の犠牲者数(死亡)をみると、戦死者数については、ソ連の戦死者1,450万人と飛びぬけて多く、ドイツの285万人、日本の230万人がこれに次いで多くなっている。中国が132.4万人、オーストリア38万人、ポーランド85万人、ルーマニア52万人を数えている。イギリス、フランス、イタリア、アメリカは、それぞれ20万人台である。アメリカは29万人で、そのうちの5% (1.4万人) は3か月間の沖縄戦での戦死者である。

この図にある主要な国々の戦死者数だけで、総数2,379.9万人を数えている。

民間人の死者数(負傷者は除かれた数)では、中国1,000万人以上、ソ連700万人以上、ポーランドで577.8万人、ドイツ230万人、日本は80万人である。ルーマニア46.5万人、チェコスロバキア31万人、オランダ23.6万人、フランス17.3万人、イタリア9.3万人、イギリス6.1万人の民間人犠牲者を出している。ちなみに戦場になることがなかったアメリカは民間人犠牲者をほとんど出していない。戦場になれば必ず民間人が巻き込まれ、死者・犠牲者が出るという至極当然の戦争の実態を見ることができる。

図1の民間犠牲者(死者数)の総計は2,736.1万人となっており、軍人・軍属の戦死者総数2,379.9万人よりも多くの犠牲者を出している。

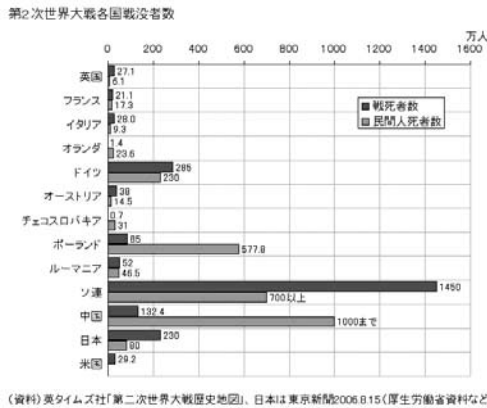


図1 第二次世界大戦各国戦没者数
資料出所) <http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/5227.html>

戦争における軍人と民間人の死者の比率についてふれると、以下のような比率となっている。

戦争史のこの100年を概観すると、最も大きな転換は戦闘犠牲者の軍人と民間人の割合のちがいである。この100年で兵器の開発と戦闘方法の変化によって、軍隊同士の直接的な戦闘方式と空中戦から、海軍による艦砲射撃で敵基地をまず叩き、中心的な陣地・軍隊に迫っていく戦闘方式へと変化していった。そうした戦闘方式は必然的に住民を巻き込んだ陣地戦の様相を呈することとなる。軍人と民間人を明確に区分して戦闘を行う方式から、軍民は不可分の関係のなかで総力戦的戦闘が行われるようになった。その結果、第一次世界大戦期には1割にも達しなかった民間人の犠牲者の割合が、第二次世界大戦ではほぼ半数ずつとなり、戦後の戦争では民間人犠牲者の割合が圧倒的な数を占めている。

ここで確認しておきたいことは、今日、戦争が起これば大量の民間人が犠牲になるという事実である。そのことはイラン・イラク・シリアなどの戦闘地域の現実をみても、戦争はまずは民間人が犠牲の対象になるという事実を確認することができる。とりわけ第二次世界大戦後においては民間人の犠牲が圧倒的である。現代の戦争においては兵士ではなく、民間人が標的になって展開されるようになっている。

表1 戦争における軍人と民間人の被害の割合

戦争の名称と戦闘期間	軍人・兵士	民間人
第一次世界大戦(1914年～18年)	92	5
第二次世界大戦(1939年～45年)	52	48
朝鮮戦争(1950年～53年)	15	85
ベトナム戦争(1964年～75年)	5	95

資料出所) 杉江栄一・樺木貞雄編『国際関係資料集』(法律文化社、1997年、99頁)
註) 第一次世界大戦は両者を総計して、100とはなっていない。

2. 戦争をした国・している国

1) アメリカ

アメリカの戦後の軍事行動は30回に及ぶ

1945年に第二次世界大戦の終結後、日本は70年間、戦争で殺し殺されることは一度もなかった。日本が他国や日本以外の地域で軍事行動をとったことはない。しかし軍事同盟国であるアメリカは、朝鮮戦争（1950年～53年）、ベトナム戦争（1964年8月トンキン湾事件を契機にアメリカ軍が介入し、1973年1月ベトナム和平協定の調印を経て、75年にアメリカの敗北という形で終結）、湾岸戦争（1990年8月、イラクによるクウェート侵攻を契機に勃発した国際紛争で、91年1月、アメリカを中心とした多国籍軍が空爆を開始して始まった戦争）、アフガニスタン侵攻（2001年10月、9.11への報復として「対テロ戦争」と位置づけて開始された）、イラク戦争（「イラン、イラク、北朝鮮の3か国を“悪の枢軸”と名指ししたブッシュ米大統領」の発言によって、2003年3月に開始される）などの大規模な戦争をはじめとして、「派兵や空爆などをふくめると世界中で30回近くの軍事行動」を取っている [C・ダグラス・ラミス（2014），p4]。

アメリカ軍事介入の110年（1890年～1999年）でも、130の軍事介入を行っている（<http://www.jca.apc.org/stopUSwar/Databank/interventions.htm>）。

第二次世界大戦後にアメリカが行った軍事行動を列举すると、以下のように戦後直後の数年を除いて、ひっきりなしに他国への軍事介入と戦争を行っている [C・ダグラス・ラミス，p5]。

1950 - 53年 朝鮮戦争	1993年 イラク空爆
1958年 レバノン派兵	1994 - 95年 ハイチ派兵
1961年 キューバ侵攻	1995年 ボスニア・ヘルツェゴビナ空爆
1960 - 75年 ベトナム戦争	1996年 イラク空爆
1965 - 66年 ドミニカ共和国派兵	1998年 アフガニスタン空爆
1970年 カンボジア侵攻	1998年 イラク空爆
1971年 ラオス侵攻	1999年 コソボ空爆
1982 - 84年 レバノン派兵	2001年 イラク空爆
1983 - 84年 ニカラグア空爆	2001年～ アフガニスタン戦争
1983年 グレナダ侵攻	2003年 - 11年 イラク戦争
1986年 リビア空爆	2003年 リベリア派兵
1988年 イラン航空機襲撃事件	2003年 ハイチ派兵
1989年 パナマ侵攻	2007年 ソマリア空爆
1990 - 91年 湾岸戦争	2011年 リビア攻撃
1992 - 94年 ソマリア派兵	2014 - 15年 対「イスラーム国」攻撃
	2015年 オバマ大統領、シリアへの軍事攻撃の決断・実行？

以上のように、主要な戦争・戦闘をあげても紹介したような頻度で軍事行動を行っている。すべてが防衛的な軍事行動などではなく、自国外への侵攻である。「集団的自衛権」の発動・行使の名のもとに行われた軍事行動である。

「権威のあるアメリカの軍事に関する通史である」[A・R・ミレット & P・マストロウスキー 著, 防衛大学校戦争史研究会訳「訳者あとがき」(2011), p.823]によれば、「冷戦が終結してからも、『アメリカ流の戦争方式』の本質的要素が変わるようなことは何も起こらなかった。第二次世界大戦で明らかになったように、戦争遂行のための投資として、兵士の命よりもドルの方が好まれる」ことが指摘されている(前掲, A・R・ミレット「日本語版への序文」, p.6)。それは航空兵器や長射程で高度な命中精度を持つ兵器、電子偵察・誘導システムや熟練した兵士への投資を意味している。

こうした戦争方式の拡大路線は、「2002年以来、イラクやアフガニスタンへ派遣する地上軍兵士を交代させるために、145万8,579人の将校と下士官・兵が認められたが、これに比例して国防費も増加した。2002年会計年度の国防費は3,260億ドルであったが、7年後の2009年には6,620億ドルと倍増した。景気後退の最中でさえも、アメリカの国防支出は、国内総生産(GDP)の4.8パーセント、連邦予算の21パーセントを占めているアメリカは世界の軍事費の48パーセントを支出している」[A・R・ミレット, p.7]ことが述べられている。

なお、1945年～2013年の間に、世界では2,113回の核実験が行われている。そのうち、アメリカは地下および大気中の核実験、臨界前核実験+新型核実験を合わせると、1,065回、旧ソ連・ロシアで738回、フランス210回、イギリス47回、中国45回などを数えている[藤田千枝編(2014), pp.20-21]。

「集団的自衛権の行使」という軍事介入

集団的自衛権の行使を謳った軍事行動には、いわゆるニカラグア事件(1981年)、ベトナム戦争、湾岸戦争、イラク戦争などイラクが大量破壊兵器を開発・保有しており、アメリカを攻撃する可能性があるというのが侵攻の理由であった。イギリス(ブレア内閣)と日本(小泉内閣)もアメリカの主張に即座に同調したが、事実は大量破壊兵器などなかったことが明らかになった。アメリカとイギリスは事実認識のまちがいを公式に認めたが、日本はあいまいにしたままである。

また1999年のアメリカ軍を中心とした北大西洋条約機構(NATO)によるセルビア空爆は、アルバニア系住民の人権を守るための「人道的介入」という目的が掲げられた「集団的自衛権」行使として、安全保障理事会の決議なしに行われている。

アメリカではないが、ハンガリー動乱(1956年)や「ブラハの春」(1968年)への旧ソ連の軍事介入も「集団的自衛権」行使の具体化であった。

歴史的にみれば、軍事介入や戦争を開始する口実が「集団的自衛権」の行使であった。安倍政権下での「集団的自衛権」の行使容認の閣議決定と安全保障関連法の成立がどのような意味を持っているのかを、こうした歴史的事実を踏まえて読み解いていく必要がある。

「集団的自衛権」行使としての軍事介入を可能にしているのは、外国へのアメリカ軍の駐留している国と軍人の多さである。ロシア、フランス、イギリスなど国外に軍隊を駐留する国は多いが、アメリカはけた違いに多い。米兵135万人のうち約13万人が世界の153か国に駐留し、38の国と地域に、589か所の基地や施設を持っている〔藤田, pp.10-11〕。

ちなみに日本にいるアメリカ駐留軍の人数は5万341人で世界1位となっている。2位はドイツ(4万304人)、3位は韓国(2万8,500人)となっている。米軍基地の面積では、グリーンランド(デンマーク)、ドイツに次いで日本は世界3位である。とくに日本は駐留する米軍の経費を負担するいわゆる「思いやり予算」(日米安保条約に基づき日本に駐留する米軍の法的地位などを定めた米軍地位協定は、「日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費」について「日本国に負担をかけないで合衆国が負担する」(24条)と規定しており、廃止すべきムダ遣い予算である)が2014年度で1,848億円(15年度予算では1,899億円と増額)を計上している特異な国である(前掲, pp.10-11)。

こうした現実を踏まえると、「集団的自衛権」の行使をアメリカから要請される最も可能性の高い国は日本であるといえよう。

2) ドイツ

過去の戦争への国の代表の姿勢

2008年3月18日、ドイツ連邦政府のアンゲラ・メルケル首相は、建国60周年を迎えたことに敬意を表すためのエルサレムのイスラエル議会で演説をした。メルケル首相の演説の中では、歴史認識が重要な位置を占めていた。

「(ナチスによる犯罪という)ドイツの歴史の中の道徳的な破局について、ドイツが永久に責任を認めることによってのみ、我々は人間的な未来を形作ることができます。つまり我々は、過去に対して責任を持つことにより、初めて人間性を持つことができるのです」

「ナチスの残虐行為を相対化しようとする試みには、敢然と立ち向かいます。反ユダヤ主義、人種差別、外国人排斥主義がドイツと欧州にはびこることを、二度と許しません」

「ドイツは過去を忘れず、イスラエルのパートナーであり続ける」というメッセージを送り続けた〔熊谷徹(2015), pp.36-37〕。

また2015年1月27日は、アウシュビッツ・ビルケナウ強制収容所をソ連軍が解放してから、70年目にあたる日である。ベルリンではこの前日に、犠牲者の追悼式が行われた。ビルケナウ強制収容所では、ユダヤ人やポーランド人、シンティ・ロマ、ソ連兵捕虜、同性愛者など約110万人が殺害されている。女性や子ども、障がい者も肉体労働ができないと判断された者はガス室で殺された。メルケル首相は演壇に立って、反ユダヤ主義を厳しく批判し、「私たちは、数百万人の犠牲者のために、過去を記憶していく責任があります」と語った〔熊谷, pp.36-37〕。

ドイツの戦後

いうまでもないことであるが、ドイツの戦後はナチス・ドイツの過去の侵略に対する痛烈な反省を踏まえて、歴史教育による和解と共生のための歴史認識をはぐくむことが求められてきた。第二次大戦後のドイツでは、ナチスのような軍事政権の復活を防ぐために軍隊の任務は専守防衛に限定され、文民統制が敷かれた。そして兵士たちは自分の良心に従い、命令に黙従しないことと定められた。

その点ではドイツは第二次世界大戦の反省から専守防衛を国の防衛政策の基本に考えてきた国である。

しかしその軍事の原則に関してドイツ軍が転機を迎えたのは、90年代のカンボジア、ソマリア、旧ユーゴスラビアへの派兵であった。最高裁は議会の承認を得るならば憲法違反ではないと判断をした。そして2001年の9.11テロ以降、ドイツ軍の方向性に本格的な変化が表れ始めた。ドイツ国防相(当時)が、「アフガニスタンの防衛はわが国の安全保障のため」と表明し、アフガン派兵を決定し主導した。しかし近年は、ドイツ軍がアフガニスタンから撤退したのをきっかけに、国内では軍の外国派兵について再検討すべきとの声が高まっている[『ニューズウィーク日本版』2013年11月12日号]。

ドイツの外交・安全保障政策の基本は、①「単独主義の回避」—多国間枠組みの重視、②ドイツからの二度と戦争は起こさないという「不戦の原則」、③「大量殺戮行為の阻止」の3つの柱で構成されている[中村登志哉(2013.10), pp.107-109]。しかし旧ユーゴスラビアのコソボ紛争に関連して、ドイツがはじめて第3国攻撃の空爆に参加したNATOの空爆作戦は、①、②の原則に抵触する側面を持っているが、人権侵害抑止の原則を「不戦の原則」に優先させたという側面がある[中村, p.112]。

その後、アフガニスタンへの派遣を決定するが、イラクへの軍の派遣はいち早く拒否している。この選択はイギリスや日本とは明確にちがう方針であった。「不戦の原則」を貫いているのが実際である。

民生重視の安全保障政策を根底に位置づけており、“軍事力だけでは平和をもたらすことはできない”という国際紛争における事実が存在している。最近の難民の大量受け入れという方針(2015年9月段階で80万人の受け入れ)は、ドイツの戦後貫かれている基本原則といってよい。ドイツ連邦軍の国際協調活動は、軍事的対応と民生復興支援を組み合わせた包括的方向にすすんでいるとみることができる[中村, p.121]。

「歴史リスク」を重視するドイツ

ドイツの過去との対決と対話が単なるパフォーマンスではなく、戦後を通して不断の社会運動として展開されている点は、戦後日本の歴代政府の姿とは決定的に異なっている。ドイツの過去との対決には、「歴史リスク」を減らすという現実的な理由がある。

「歴史リスク」とは、戦争中に被害を与えた国から、歴史認識について批判されて、外交や経

済的な摩擦が生じ、国家的な損失を被ることを言う。歴史リスクを無視・軽視する国は、他国との不必要な摩擦を生み出し、不利益を被ることになる〔熊谷、前掲書、p.111〕。

「歴史リスク」は戦争の被害国はその事実を忘れることはないという立脚点に立つことで理解できる。歴史教育における「過去の克服」のあり方が問われている。それはドイツにおいても、日本においても、イタリアにおいてもしかりである。

過去の歴史において問題になるのは、ナチ体制下の12年間に何が起こったかというだけではない。ナチズムがなぜ生まれたのか、その状況にどのように取り組んできたのかなどの課題が同時に問われている。多くの国民が国家的犯罪に対する国民個人の罪や責任を考えることが見過ごされ、不問に付されたことも重要である。「自らの罪、過ち、不作為、卑怯を認め、そこから学ぼうとすることが市民的勇気」〔川喜田敦子（2005）、p.29〕というものである。

そうした歴史教育に真摯に向っているドイツの姿は、日本とは大きくちがった道を歩んでいる。

3) 日本

日本の戦争の頻度と戦費の膨大化

安全保障関連法の成立を推進する人たちは、日本は決して戦争をするはずがないと主張するが、歴史の現実をみれば戦争する期間がいかに多かったかがわかる。

歴史を具体的にみると、1894年～2015年の121年間で、6回の戦争にかかわっており、20年間に1回は他国と戦争をしてきたことになる。

1894年～1895年—日清戦争

1904年～1905年—日露戦争

1914年～1918年—第一次世界大戦

1931年～1933年—いわゆる“満州事変”（十五年戦争）

1937年～1945年—日中戦争（いわゆる“支那事変”）

1941年～1945年—太平洋戦争

戦後70年間は戦争に直接はかかわっていないが、戦前だけをみれば、51年間で6回の戦争、10年に1回は戦争をしていたことになる。戦争をしていた期間はあしかけ25年にわたることになる。まさに20世紀も戦争の世紀であった。戦争の世紀をストップさせてきたのが憲法第9条であり、戦争を繰り返させてはならないという国民の声であった。

戦争に向かう国では、国家予算に占める「直接軍事費」の割合は歴大に膨れ上がっていくことになる。国家予算に占める軍事費の割合は、日清戦争時で69.2%、日露戦争の時期には82.3%、太平洋戦争の末期には85.5%を占めるまでになっていた。用途の8割以上を占めたのは兵器を中心とした「物件費」であった。戦争は儲ける企業があることが戦争政策の推進力ともなっている。戦費のうち、民間企業に支払われたのは少なく見積もっても7割以下になることはない〔大蔵省昭和財政史編集室編（1955）、pp.225-235〕。

「今次の戦争のための直接的戦費は、現在（昭和28年—1953年平均）の物価にしておよそ89兆

円、すなわち今日の予算規模で90年度分の予算が9か年たらずの戦争のために消費された」のである〔大蔵省昭和財政史編集室編, p.390〕。戦争は社会保障・福祉の充実への転換をともなすすすむ時期でもあるという見解があるが、少なくとも日本の太平洋戦争・第二次世界大戦の現実をみる限りは、国民生活を犠牲にした膨大な浪費がされたことを確認することができる。そして最大の犠牲と浪費は、国民のいのちであった。

現在の予算における軍事費（防衛関係費）

安倍晋三内閣が閣議決定した2015年度予算案の軍事費（防衛関係費）は約4兆9,800億円と過去最大となっている。在日米軍への「思いやり予算」など、日米安保条約・地位協定上も支払い義務のない米軍関係経費が多く含まれている。沖縄県民の多数が反対している名護市辺野古の米軍新基地建設費も全額日本側負担として計上されている。また、いま沖縄県名護市の辺野古への基地移転にともなう基地機能の拡大強化が進められようとしている現実がある。

沖縄の普天間基地（宜野湾市）に代わる名護市辺野古の最新鋭基地の建設や、厚木基地（神奈川県大和市、綾瀬市、海老名市）からの米空母艦載機部隊移駐に伴う岩国基地（山口県岩国市）の大増強など、「米軍再編計画」を実施するための経費（米軍再編関係経費）は歳出ベースで総額1,461億円（契約ベースで3,112億円）となっている。

こうした状況を垣間見るだけでも日本が戦争法に基づいて、戦争体制の軍事的基盤が形成されつつあるといえる。安倍政権は歴史の教訓を顧みることもなく、立憲主義・平和主義・民主主義を踏みじじる道を暴走している。戦争関連法の廃止と「集団的自衛権」容認の閣議決定を撤回させることは、この間の運動の延長線上にある当然の方向である。

3. 戦争をしていない国

戦後、戦争をしなかった国は8か国

戦後70年間、戦争をしなかったのは国連加盟193か国のうち8か国となっている。その8か国は、アイスランド、フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、スイス、ブータン、日本の8か国である。日本のようにこの70年間戦争をせず、平和を維持してきた国は世界196か国（国連未加盟国を含む）の中でもきわめて限定されている。

戦争をしなかった8か国のうち、北欧が4か国を占めている。大戦後の戦争の原因となるものが、北欧諸国には基本的に存在しなかったといえよう。

戦争の原因として、第1に地政的には米ソの代理戦争やドミノ理論に関わる位置にはなかったことがある。第2に民族対立や宗教対立を国内に抱えたり、対外的に対立関係の立場にあったりすることはなかった。第3として、経済的な貧困を所得の再配分政策（社会保障の充実と税の控除）を機能させ改善してきたところに特徴があり、国内的には比較的安定していたことがあげられる。第4に、国民の政治意識、当事者意識が高く、民主主義と平和主義を政治に反映させる運動が継続的に行われている。戦争に対するスタンスも否定的であった。第二次世界大戦でも北欧

諸国は中立をめざした。スウェーデンをみれば、現在、欧州における平和の「代償」として、国防軍の軍縮がすすめられ、徴兵制は廃止されている [村井誠人 (2009), pp.234-235]。

しかし2011年に米英連合軍による侵攻で開始されたアフガン戦争では、中立国だったスウェーデンも最大時506人を派遣、死者5人を数えている。フィンランドは派遣181人（死者2人）となっている。アイスランドは8人（死者なし）、スイスも密かに32人を出し、軽傷者2人との報道もあった。ドイツは最大時5,000人を派遣し、死者54人が出した。オーストリアは派遣3人（死者なし）である。

戦争をしない国の基本構造

まず第1に、憲法政治（立憲主義）の構造が基礎にある。日本もそうであるが、コスタリカも1949年憲法（全18章）で常備軍の不保持（コスタリカ憲法第12条「恒久制度としての軍隊は廃止する」）、積極的平和外交、整った福祉制度が根幹にある [前田朗 (2008), pp.236-239]。ただ国防のための軍隊編成を全面否定しているわけではない。警察、沿岸警備隊、特別警察などのいわば“準軍隊”がある。あくまでも準軍隊であり軍隊ではない [前田, p.240]。

戦争放棄、軍隊不保持、交戦権の放棄などを明示した日本国憲法第9条を軸とした憲法学習があらたな時代の不戦運動として展開される必要がある。

第2に、軍隊を持たないことが戦争をしない国の骨格であることは言をまたない。国連加盟国は193か国（2015年7月現在）で、そのうち世界の25か国で軍隊を持たない国（13%）が存在している。軍隊を持たないだけでなく、軍隊を持たないなかで安全保障を具体化する「積極的平和主義」を実現することこそが求められている。国家は軍隊を持たなくても存在することを小国では具体化されてきたが、比較的大きな国で、軍隊を持たないで曲がりなりにも平和を守ってきた日本の戦後史と現状は評価されるべきである。世界に向けて、9条の価値を宣伝していく必要があると思う。ノーベル平和賞の対象として大いに押し出していきたいものである。

ちなみに軍隊を持たないことは国防を放棄していることと同じではない。緊急時における警察や沿岸警備隊（日本では海上保安庁）による対応、あるいは緊急時における国防軍の設立など、それぞれの国が対応している。

第3に、「永世中立」を宣言し、国是としていることがあげられる。永世中立には、非武装中立と武装中立に分類することができる。前者はコスタリカ、ルクセンブルク、アイスランドなどがあり、後者はオーストラリア、カンボジア、スイス（憲法には明示していないが、政策として維持してきた）などがあげられる [前田, pp.246-247]。

第4に、戦争をしない国であることを支持し、守り、発展させていくことをめざしている広範で強固な運動が存在していることがあげられる。「九条の会」や「憲法会議」、さらに各地域・各層・各大学などの「安保法に反対する会」などの運動が戦争をしない国の基礎構造である。とくに日本の現在のように国会における政治勢力の多数が戦争推進勢力となっているもとは、院外での運動のちからが重要である。政治は国会議員の専売特許ではなく、国民の手に取り戻すこと

が重要な課題となっている。

第5として、戦争推進勢力を批判する研究者集団や研究運動団体、地域運動、政治運動、市民運動などが存在していることがあげられる。それは平和運動と平和文化を創造する運動が存在していることとセットである。日本においては「日本会議」に代表される靖国派などの政治勢力があるが、それと対抗する全国各地の運動があり、その数はまさに国民の多数派を形成していることに確信を持ちたい。

第6に、国レベルだけでなく、自治体・地域ぐるみの平和の実現が重要である。国の平和のために地方が犠牲になっている実態は、「戦争をしない国の基本構造」としては欠陥状態である。その点では「平和憲法と無縁だった沖縄」の現実を変えなければならないし、戦争法廃止の運動と辺野古新基地建設阻止の闘いを一体のものとして位置付けることが重要である〔石原昌家(2015.11), pp.18-25〕。

戦争をしない国・軍隊を持たない国であることの利点

戦争をしない国でいることの利点を整理しておきたい。

第1に、戦争をしないことで、最も浪費的な兵器や燃料購入のための財政を投入することがない分、福祉や教育、医療などに予算を配分することができる。大きな枠組みでみれば、“大砲かバターか”という課題設定は現在もその国の姿勢として問われるべき選択肢である。

第2に、軍隊を持たないことで、軍隊の維持費分を人間の暮らしや教育分野に回すことで、“人間の安全保障”のための施策を充実させていくことができている。安全保障政策において、国家の安全保障ではなく、人間の安全保障への転換をするかどうかが問われている(「人間の安全保障に関する国連総会決議」2012年9月10日)。

第3に、戦争をすれば、建物の被害とともに戦争孤児や戦争による障がい者などを生み出すことになる。その現実には福祉や医療の対象を増大させることになり、戦争の後始末的な施策に財政を投入せざるを得ない現実があった。戦後の応急的な施策ではその福祉・教育・医療などの質は低劣にならざるを得ないのである。北欧の福祉水準は、二度の世界大戦に基本的に加わらなかったことで福祉の発展を中断し阻害しなかったことが大きい。

第4に、軍隊によるクーデターという事態を未然に防ぐことがあげられる。軍隊が政治権力を踏みこじってしまう機能を持っていることも厳然たる事実である。

第5として、軍事力に頼らない平和の確保のためには、いかなる外交が必要であるかを国民的討議を通じて合意を形成し、平和外交を実現していくことが重要になっている。

4. 世界の軍事費の現状と課題

スウェーデンのストックホルム国際平和研究所(Stockholm International Peace Research Institute, SIPRI)が発表した2014年の世界の軍事費(一部推計値)をみると、日本はインドとドイツと順位を替え、13年の7位から9位となっている。中国は前年13年比9.7%、ロシアは同

8.1%も急増している（推計）。2005年と比べると、中国は167%、ロシアは97%、インドは39%、韓国は34%の増加となっている。それに対し日本は3.7%減少した。この理由のかなりの部分は円安が影響したとみられる。財政支出の削減を進める米国は05年比で0.4%削減している。

同研究所は2014年の世界の軍事費支出に関する報告書を発表しているが、世界の軍事支出は3年連続で減少し、前年比0.4%減の総額1兆7,760億ドル（約213兆円）となっている。日本の国家予算の2倍を超える額が軍事費に投入されているのである。

表2 軍事費の世界の上位10か国（2014年）

順位 [昨年]	国名	軍事費 (2005年比%)
1 [1]	アメリカ	6,100 (▲0.4)
2 [2]	中国※	2,160 (167)
3 [3]	ロシア※	845 (97)
4 [4]	サウジアラビア	808 (112)
5 [5]	フランス	623 (▲3.2)
6 [6]	イギリス	605 (▲5.5)
7 [9]	インド	500 (39)
8 [8]	ドイツ※	465 (▲0.8)
9 [7]	日本	458 (▲3.7)
10 [10]	韓国	367 (34)

註) 単位は億ドル。[] 内は前年順位。※は推計、▲はマイナス。

資料はストックホルム国際平和研究所 (Stockholm International Peace Research Institute, SIPRI) 報告 SIPRI Yearbook: Armaments, Disarmament and International Security2014

表3 軍事支出費の国別シェアランキング（2013年）

順位	国名	世界の軍事費に占める割合
1	アメリカ	37.0%
2	中国	11.0%
3	ロシア	5.0%
4	サウジアラビア	3.8%
5	フランス	3.5%
6	イギリス	3.3%
7	ドイツ	2.8%
8	日本	2.8%
9	インド	2.7%
10	韓国	1.9%
11	イタリア	1.9%

資料出所) スtockホルム国際平和研究所報告 SIPRI Yearbook (軍備・軍縮年鑑): Armaments, Disarmament and International Security2013 "Global military spending"

軍事支出費の国別シェアランキングは、表3の通りで、アメリカが世界の軍事費の37%を占めており、依然としてトップの座にある。中国は11%で2位。日本は8位、韓国は10位に位置している。世界の軍事費は、世界全体のGDP（国内総生産）の2.4%を占め、一人当たりに換算すれば248ドルの支出に当たる。世界の軍事費の約8割が上位15か国で占められている。世界の軍事費の48%をアメリカと中国の2か国だけで占有しているのが実状である。膨大な軍事関係費が世

界で支出されている。世界の国々が軍縮に向かうことは一層重要な課題となっている。

同じくストックホルム国際平和研究所によれば、2014年の世界の軍事費（一部推計値）について、日本はインドとドイツを下回り、13年の7位から9位となっている。中国は13年比9.7%、ロシアは同8.1%も急増と推計している。05年と比べると、中国は167%、ロシアは97%、インドは39%、韓国は34%の増加だったのに対し、日本は3.7%減少した。この点はけっして実際の軍事関係費が減少したのではなく、円安が大きく影響したとみたほうが現実的である。

表4 世界の軍事費（2013年）World military spending, 2013

地域別	支出（\$ b.）	変動（%）
アフリカ	44.9	8.3
北アフリカ	18.7	9.6
サブサハラ砂漠のアフリカ Sub-Saharan Africa	26.2	7.3
アメリカ大陸 Americas	736.0	-6.8
中央アメリカとカリブ	9.6	6.0
北アメリカ	659.0	-7.8
南アメリカ	67.4	1.6
アジア&オセアニア	407.0	3.6
中央アジア&南アジア	63.7	1.2
東アジア	282.0	4.7
オセアニア	25.9	-3.2
南東アジア	35.9	5.0
ヨーロッパ	410.0	-0.7
東ヨーロッパ	98.5	5.3
西部&中央ヨーロッパ Western and Central	312.0	-2.4
中東 Middle East	150.0	4.0
世界総計	1,747.0	-1.9

註）支出の数値は、米ドル（2013年）で表記
すべての変動は実額ベース

Spending figures are in current (2013) US dollars.
All changes are in real terms.

地域別では、アフリカや中米、アジアなどの国々が軍事費を相当増加させている。東アジアは前年比で4.7%増加した。それは軍事増強を続ける中国が日本やフィリピン、ベトナムなどとの領有権争いを繰り広げる中、日本をはじめ、軍事支出を増やす国々が目立ってきている。

また、イギリスのシンクタンク国際戦略研究所（International Institute for Strategic Studies, 略称: IISS）が発表した「The Military Balance 2013」によると、軍拡を進める中国に対応してインドやパキスタンなど周辺国も連鎖的に軍備を増強しており、2012年にははじめてアジアの軍事費が欧州を上回っている現状がある。

世界の軍事費の増加は、戦争の危険性と脅威を増し、人間の安全保障を脅かしている。

5. 戦争をする国・しない国の分岐点—日本が戦争をしない国であるための条件—

表5にみるように、戦争をしない国であるためには、いくつもの国の針路に関する分岐点のポ

イントを整理しておくことが必要である。

「積極的平和主義」が安倍政権によって標榜されているが、立憲主義、民主主義を踏みにじる中で、平和主義が具体化できるはずがない。いま積極的平和主義を本物にするためには、戦争をめぐる分岐点を明確にし、なにを大切にすることが平和を実現する土台になるのかを提示しておくことが必要である。

戦争をする国・しない国の分岐点を整理しておく、第1は、時の政権と国民が過去の戦争をどのように評価し、反省と不戦の決意をしているかどうかである（表6の①、②）。自国の過去の侵略戦争を認めようとせず、侵略の事実を正当化し、真摯な反省と謝罪ができない国は戦争政策を継続・拡大・発生させる可能性を孕んだ国である。その点では「戦後70年 安倍談話」は失格であった。

第2に、一人ひとりの人間の尊厳＝人権を尊重し、その具体化のための人権教育、平和教育を真摯に追求している国であるかどうかである（③、④、⑤、⑥、⑨）。日本国憲法では、第13条（個人の尊重・尊厳）で「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と明記されている。

その点では日本は国家の安泰がまず上位にあって、それでこそ個人の尊重・尊厳が保障されると考えるのだが、憲法13条の考え方の基本は、一人ひとりの尊厳としあわせが保障され、それらが束となって、本当の国のしあわせがあると捉えるのである。

第3に、国民のいのちと福祉を大切にすることについて、社会保障・社会福祉財政の重視か軍事費への財政の傾注かが問われる分岐点がある（⑦、⑧、⑫、⑮）。

アメリカとの関係では、オスプレイ17機を3,000億円で購入することになっている。生活保護（住宅扶助190億円、冬季加算30億円削減）、介護分野、震災支援予算などの福祉の予算は削減・頭打ちの状況にあるなかで、オスプレイ1機の値段は、212億円である。防衛省の想定価格は100億円程度であったが、言い値の200億円超となっている。戦争準備・推進政策と福祉は両立しないことは、あらためて確認しておきたいところであり、歴史が証明しているところである。

第4として、戦争推進イデオログ・研究者と組織・団体に対して、明確に対抗し、平和・共生の文化・思想を広げる社会的集団が存在しているかどうか分岐点となっている（⑩、⑪）。戦争推進・抑止力強調政策をすすめる政権や財界は前者を支持・支援することが多いのが現実である。日本の「歴史」教科書の内容は歴史修正主義の影響が大きくなりつつあり、「公民」「家庭科」教科書のジェンダー平等教育への攻撃が繰り返されることになっている。こうした政策動向に対抗する研究・運動団体、市民運動が広範に存在し、戦争推進政策の理論・イデオロギーを批判し続ける運動があるかどうか重要な分岐点となっている。

第5に、戦争推進政策、軍事抑止力協調政策に傾倒している政治では、国家によって情報操作・管理がすすめられ、国民的な論議が制限される可能性が大きい（⑬、⑭）。そうした誘導策のバックボーンにあるのは、兵器製造で利益を得る民間軍事関連会社のシェアが各国で拡大しているこ

とがある。

2015年6月の防衛省設置法「改正」の2つのポイントは、①防衛省内で文官を自衛官より上位に置いてきた「文官統制」を廃止すること、②防衛装備庁を新設する(同年10月1日設立)であった。防衛装備庁は1,800人規模で発足しているが、戦闘機や護衛艦などの大型プロジェクトは専任チームを設けて試作から量産、整備までを管理する。民間企業や大学の技術力を取り込むため、装備品に応用できる研究への資金援助にも乗り出すことになっている(「日経新聞」2015年6月10日朝刊)。「軍産学複合体」の形成がめざされ、戦争推進法はすでに実行段階に入りつつある。

「世界の軍需企業トップ100」(2013年、ストックホルム国際平和研究所ホームページ)に入る日本企業をみると、27位に三菱重工(製造兵器:戦闘機・ミサイル・ロケット・艦船・潜水艦・戦車)、68位に三菱電機(衛星通信、人工衛星、レーダー)、75位川崎重工(軍用航空機)、93位 NEC(情報機器)などとなっている。核開発技術とともに戦闘兵器の売り込みを安倍首相がアジアなどに積極的に行っているのもこうした企業の存在があるからである。

このようにみると、日本は戦争をする国になるのか、戦争をしない国のままでいるのかの戦後最大の分岐点にある。いま重要なことは、戦争をしない国のままでいるための具体的な「国民ぐるみ運動」をすすめることである。そしてその目標は明確である。

表5 戦争をする国・しない国の分岐点

【浅井春夫作成】

分岐点の指標	戦争をする(をめざす)国の特徴	戦争をしない国の特徴
①過去の侵略戦争への真摯な反省と不戦の決意	侵略戦争であることを認めようとせず、侵略の正当化の論理をウソ・誤情報を流し、デッチあげさえも行い(イラク戦争はイラクが大量破壊兵器を隠しているという理由で侵攻)、戦争政策を推進する国。侵略戦争を行ったことへの真摯な反省とお詫びのできない国—戦後70年安倍談話の内容	戦争をしない国であることを国是として堅持しようとする国 軍隊を持たない国であり続けようとする国。 非核の国であり、軍事同盟に加盟することをしない国。
②“戦後処理”を国として適切に対応している	遺骨収集(日本は113万柱に上る海外の遺骨が未収集) ²¹⁾ 、戦争トラウマへの対応が不十分なまま(アフガニスタンとイラクに派兵された200万人のうち50万人がPTSDとTBI(外傷性脳損傷)に苦しんでいる) ²²⁾ 。	戦争の現実をできるだけ次世代に伝える努力を続けている。 歴史の謝罪を未来への平和の約束として宣誓している国 ²³⁾ 。
③個人の尊厳が国家イデオロギーの強調か	まずは国家の安泰があってこそ国民のいのち、安全・安心を保障できると考え、そのために強大な軍力が必要であり、抑止力ともなると考える国。	個人の尊厳を大切に、個人のしあわせが束になって国の安心・安全があると考え、国のあり方。
④平和教育への国としての努力が後退か	歴史・公民・家庭科教科書などで戦争政策の合理化を説明する内容に傾斜することが多く、戦争の事実・現実・真実を修正する国となっている。	戦争の現実を教科書に盛り込み、世代的に戦争の記憶を継承する努力をさまざまな方法で続けている。たとえばドイツの高校の歴史教科書では全体の151頁のうち約50頁がナチ時代の記述となっている ²⁴⁾ 。
⑤若者を大切にできる社会か蔑ろにする社会か	総務省「平成24年就業構造基本調査報告」によれば、性・年齢別未婚有業者の年取200万円未満率(2012年)は、20～24歳では全体で52.4%、男性47.5%、女性57.1%である。若者の半数は貧困状態のまま深刻化。 アメリカでは、貧困層の雇用の受け皿は、最終的には軍隊の兵士となっており、大学に行くための条件として軍隊志願する若者が少なくない。それを経済的徴兵制ということが出来る ²⁵⁾ 。	「基礎学校から大学院まで授業料は無償である上に、……寄宿舎付設の国民高等学校など成人教育機関も充実しており、スウェーデンでは『だれでも、いつでも、どこでも、無償で』学修ができるリカレント教育の保障を進めている ²⁶⁾ 。 コスタリカ憲法では「恒久的制度としての軍隊を廃止」しており、ラテンアメリカ諸国では社会保障も良好な状況をつくっている ²⁷⁾ 。

⑥女性を大切に する社会か蔑ろにする 社会か	世界経済フォーラムが毎年発表する「男女平等（ジェンダー・ギャップ）指数ランキング」（142か国、2014年） ⁹⁾ で、国家予算における軍事費の比率が高く、国際的にも有数の軍事大国10か国をあげれば、ドイツ12位、フランス16位、アメリカ20位、イギリス26位、イタリア69位、ロシア75位、中国87位、日本104位、サウジアラビア130位、インド114位となっており、上位10にはどの国も入っていない。	同「男女平等（ジェンダー・ギャップ）指数ランキング」の上位10位は、アイスランド、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、ニカラグア、ルワンダ、アイルランド、フィリピン、ベルギーとなっている。1～5位、7位は基本的に侵略的戦争をしない国と評価できる。
⑦社会保障・社会福祉 財政の重視か軍事費の 重視か	社会保障給付費の国際比較（OECD、2011年）で見ると、アメリカ19.3%、イギリス23.7%、日本23.7%などであるが、傾向としては社会保障財政を比率的には削減する国であり、軍事費の比重を高めている国である。	同様に北欧諸国を中心に、デンマーク30.3%、フィンランド28.3%、スウェーデン27.6%、ノルウェー23.1%が高位を占めている。その他、フランス31.4%、ベルギー29.4%など。
⑧いのちの危険を一部 の地域・住民に押し 付ける国かどうか	軍事基地や原発を特定の地域に押し付け、首都圏は安全な環境を維持する政策を採っている国。日本においては国の面積0.6%の沖縄に、米軍基地の74%を押し付けたままである。	原発の開発から自然エネルギーへの転換をめざす国。
⑨人権の尊重とジェ ンダー平等教育への 姿勢	性別の特性論に依拠して、ジェンダーの刷り込みをすすめることを基本方針にしている国。性教育に関して、生命尊重を強調する教育を強制することによって、性的自己決定能力の形成には極めて否定的である。	両性の平等を社会・労働環境だけでなく、家庭における平等の具体化を実現することを大切な視点として教育が実践されている。マイノリティの人権を保障することを国・行政の姿勢として大切にしている。
⑩男性イデオロギー の強調と醸成	戦争体制を思想・文化的に形成するために“男（らしさ）”イデオロギーを男性に注入するための道徳、公民、家庭科教科書が作成され、教育現場に押し付ける国。宗教やマスコミから子ども・青年層にイデオロギーの注入が繰り返し行われている。	ジェンダー平等教育と性教育を市民教育の基本的な構成要素として、公教育のなかで具体化されている。同性愛の容認、同性婚の社会制度化などの改革が進められている。
⑪戦争推進勢力への 社会的評価と対応	民間軍事会社はいまや全世界に500社以上も存在しており、社会的に容認する状況にある。日本においては日本会議などの歴史修正主義の集団が政権からも認められ、政界に大きな影響を与えている。ヘイトスピーチなどに関しても放任される傾向にある。	戦争犯罪に関して、戦後一貫してあいまいにせず追求し続けているドイツなどの国。戦争勢力の動きに対して、市民が機敏に反応してリアクションを起こしている国。
⑫いのちの尊厳を真 摯に追求する国のあ り方	戦争や戦闘は必然的に戦死者や戦傷者をつくりだすことに真摯に向き合おうとせず、“国家のための、正義の、平和と国を守るための”軍事行動であることを強調する。他国・自国の被害が想定されていても事実を隠蔽する。湾岸戦争において劣化ウラン弾が使用されていたことが隠蔽されていた。国民の貧困、孤独死や自死の現実に対して、必要な対策をとることに本気ではない国々。	憲法の前文や基本的人権条項や子どもの権利条約、女性の差別撤廃条約、障がい者の権利条約などの国際条約を批准し、締約国として政治の基本に据えることを宣明し、具体化している国々。いのちの尊厳を常に考え、議論することを国・行政が提起し、戦争体験の記録と記憶を残す努力を続けている国。
⑬情報が国家管理さ れている国か、国民 の知る権利が保障さ れている国か	国家の情報は極力公表を避け、国民の個人情報・プライバシーは国家による管理が推進される。日本の特定秘密保護法の制定は、戦争の最初の犠牲者は国民に必要な情報であるということである。アメリカは「情報自由法」を制定しているが、国家安全保障情報に関しては「大統領令により定められた基準に基づき、国防又は外交政策のために秘密にしておくことが特に認められ、かつ、大統領令に従い、実際に秘密指定が正当に行われているもの」は不開示情報として設定されている。日本においては2015年10月に「国民番号」=マイナンバー制度が開始され、来年1月からは民間企業や行政機関でマイナンバーの利用が始まる。	不開示情報について、個人情報、法人等情報、国家安全情報、公共の安全等に関する情報、審議・検討等に関する情報、行政機関の事務・事業に関する情報の項目を設けているが、国民の知る権利を保障することを大事にしている。国民が必要な情報に容易にアクセスできるようにする責任を国が持っている。

⑭国民のための安全保障政策を誠実に考える国かどうか	安全保障とは国家の安全保障のことに限定している。軍事費・防衛費の拡充に比重を置き、兵器のバージョンアップが繰り返されている。核の保有、軍事力の強化が戦争を防ぐ抑止力になると強調する国。	人間の安全保障に力点を置く、もしくは力点を移しつつある国のことをいう。経済の安全保障(安定した基本収入や雇用の確保など)、食糧、健康、環境、個人(犯罪、暴力、戦争などの脅威から身を守ること、女性や子どもの安全確保など)、地域社会、政治の安全保障(基本的人権の確保、圧政への対応など)などを指標としている ¹⁰⁾ 。
⑮国民の多数が幸せと感じる国かどうか	国民の幸福度調査(国民1人あたりの実質GDP(国内総生産)、健康寿命、社会的支援、人生選択の自由度、汚職レベルの低さ、寛容度を変数として幸福度を算出したもの、158か国を対象) ¹¹⁾ では、アメリカ15位、日本46位、韓国47位、ロシアは64位、中国は84位となっている。	同調査で、ランキング上位10か国は、1位スイス、2位アイスランド、3位デンマーク、4位ノルウェー、5位カナダ、6位フィンランド、7位オランダ、8位スウェーデン、9位ニュージーランド、10位オーストラリアとなっている。幸福度と戦争をしない国のあり方はリンクしているといえよう。

参考資料)

- 1) 浜井和史『海外戦没者の戦後史—遺骨帰還と慰霊—』吉川弘文館、2014年、5頁
- 2) 栗原俊雄『遺骨—戦没者310万人の戦後史—』岩波新書、2015年
- 3) デイヴィッド・フィンケル著、古屋美登里訳『帰還兵はなぜ自殺するのか』亜紀書房、2015年、380頁
- 4) 熊谷徹『日本とドイツ ふたつの「戦後」』集英社新書、2015年
- 5) 川喜田敦子『ドイツの歴史教科書』白水社、2005年、13～15頁
- 6) 堤未果『ルポ貧困大国アメリカ』岩波新書、2008年
- 7) 村井誠人編著『スウェーデンを知るための60章』明石書店、2009年、261頁
- 8) 山岡加奈子編『コスタリカ総合研究序説』日本貿易振興機構アジア研究所、2012年(第2章「コスタリカ外交—理念と現実—」および第4章「コスタリカの社会保障制度の形成と特色」参照)
- 9) 世界経済フォーラム(World Economic Forum)「The Global Gender Gap Report 2014」(2014年10月28日発表)
- 10) 東郷育子「人間の安全保障指標化への課題」『千葉大学法学論集』第25巻第4号、2011年3月
- 11) 国連・持続可能な開発ソリューション・ネットワーク「世界の幸福度に関する報告書」2015年

まとめにかえて—分岐点で何をめざすか—

法律名は正式に言えば、「国際平和支援法と10本の安全保障関連法」であるが、「平和」と「安全」を冠することはあまりにも国民を愚弄した情報操作であると言わざるをえない。その意味で法の本質を表現すれば「国際戦争支援法」、略して「戦争法」ということに、私はいささかの躊躇もない。

現在の情勢は、法律が成立したもとの情勢の局面を共有し、闘い続ける目標と運動のあり方を明確にしていくことである。

今日の情勢を踏まえて

廃案を求めていた戦争法案が、2015年9月19日未明、参議院でも強行採決を経て可決、成立した。これは立憲主義、平和主義の危機であるとともに、民主主義の危機である。戦争法をめぐる広範な政治運動は、若い人たちを含めて国民的な記憶となり、まっとうな怒りと政治を変えることができるという確信は今後の運動の土壌となったと確信している。

私たちの最大の課題は、安倍政権が期待するように、国民が戦争法とその実行化に関心を失い諦めるという見通しに対して、私たちの課題は明白である。戦争法が成立した現在、法の具体化・実行をさせない運動が求められており、今後の運動の目標は戦争法の廃止と閣議決定の撤回に収斂される。

安倍政権は次の選挙で（も）、憲法改正を公約に掲げることを明言している。前回の衆議院選挙では公約の296項目中の271番目にアリの様に潜り込ませていただけであったが、今後はさらに憲法改正を高く掲げる可能性は大きい。ただし9条改正を迂回して、環境権などをテーマとする戦略が考えられている。自民党の古屋圭司憲法改正推進本部長代理の「本音は九条（改憲）だが、リスクも考えないといけない。緊急性が高く、国民の支持も得やすいのは緊急事態条項だ。本音を言わずにスタートしたい」（9月30日）という発言は記憶に新しい。戦争法の実行化はすでに始まっている。来春にも南スーダンでの「かけつけ警護」、前述したように武器輸出と他国との共同開発などを一元的に担当する防衛省の外局「防衛装備庁」が10月1日に発足するなどの事態が進行している。

安倍政権は経済政策を基本とした「4本の矢」の失策の総括もなしに、戦争法への国民の怒りを鎮めるために「新しい3本の矢」（①強い経済—GDP600兆円の実現、②子育て支援の充実、③安心につながる社会保障—介護離職ゼロなどもアピール）を打ち出した。これもまた実現する意思のない空手形になることは自明である。①に関していえば、2015年の名目GDPは500兆円（実質GDP533兆円）であり、2005年を100とすれば、15年では94にまで落ち込んでいる現状がある（数値はIMFによる2015年4月時点の推計）。②、③ともに真剣みも誠実さも感じられない内容である。それにもかかわらず、安倍首相の就任後の国際貢献と称する財政支援は、3年間で30兆円に上っている。国連で非常任理事国に残るためのバラマキ外交となっている。首相たる人物の言葉がこれほど空虚である時代はなかったであろう。

悪法が国会で成立したのであれば、国会と内閣の責任で廃止する運動へ

戦争法が成立した現在、法の具体化・実行をさせない運動が求められる。今後は反対という不同意の中身をさらに深め、その意思表示のあり方と運動の方向を検討していくことが求められる。それは戦争法案の廃案を求めた運動の延長線上で考えれば、カウンターデモクラシーの醸成と発展の課題であり、国民運動の必然的な帰結である。

あらためて教育現場にいる人間として、教育基本法に則って整理しておきたい。

その前文は、以下の通りである。「我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する」となっている。

第14条（政治教育）では、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」ことを謳っている。この時代に一人ひとりの国民に問われていることは、「良識ある公民として必要な政治的教養」である。リベラルアーツは、語源的には「人を自由にする学問」

という意味であり、人間の教養を形成することがめざされているはずである。

そうであれば「良識ある公民として」戦争法にいかなるスタンスをとるのかは、歴史の分岐点で自らの「政治的教養」が問われていることに真摯に向き合うことが求められている。

引用文献

国際戦略研究所 (International Institute for Strategic Studies, 略称: IISS) 「The Military Balance 2013」。

石原昌家 (2015.11) 「沖縄から若い世代へのメッセージ」『教育』No.838。

大蔵省昭和財政史編集室編 (1955) 『昭和財政史 第四巻 臨時軍事費』東洋経済新報社。

川喜田敦子 (2005), 『シリーズ・ドイツ現代史Ⅳ ドイツの歴史教育』白水社。

熊谷徹 (2015) 『日本とドイツ ふたつの「戦後」』集英社新書。

ジョン・キーガン編 (2001) 『タイムズ・アトラス 第二次世界大戦歴史地図 コンパクト版』原書房。

杉江栄一・樺木貞雄編 (1997) 『国際関係資料集』法律文化社。

ストックホルム国際平和研究所 (Stockholm International Peace Research Institute, SIPRI) 報告 (SIPRI Yearbook: Armaments, Disarmament and International Security2014)

ストックホルム国際平和研究所報告 SIPRI Yearbook (軍備・軍縮年鑑): Armaments, Disarmament and International Security2013 “Global military spending”

ストックホルム国際平和研究所報告 World military spending, 2013。

C・ダグラス・ラミス (2014) 『戦争するってどんなこと?』平凡社。

中村登志哉 (2013.10) 「ドイツの安全保障規範の変容—1999年—2011年の海外派兵政策」『言論文化論集』第XXXV号、第1号、名古屋大学言語文化部・国際言語文化研究科。

『ニューズウィーク日本版』、2013年11月12日号。

藤田千枝編 (2014) 『日本は世界で何番目? 5 平和と安全』大月書店。

前田朗 (2008) 『軍隊のない国家』日本評論社。

A・R・ミレット&P・マストロウスキー (2011) 『アメリカ社会と戦争の歴史』彩流社。

村井誠人 (2009) 『スウェーデンを知るための60章』明石書店。

参考文献

浅井春夫他 (2001) 『日本の男はどこから来て、どこへ行くのか』十月舎。

伊勢崎賢治 (2015) 『本当の戦争の話をしよう』朝日出版社。

岩波書店編集部 (2015) 『私の「戦後70年談話」』岩波書店。

久保田貢 (2015) 『知っていますか? 日本の戦争』新日本出版社。

芝田英昭 (2015) 「安倍政権下での改憲策動と社会保障の位置」農文協編『日本国憲法の大義』農山漁村文化協会。

島本慈子 (2006) 『戦争で死ぬ、ということ』岩波書店。

スティーヴ・ファイナル著、伏見威蕃訳（2009）『戦場の掟』講談社。

デーヴ・グロスマン著、安原和見訳（2004）『戦争における「人殺し」の心理学』筑摩書房。

『Newsweek ニューズウィーク日本版』（特集「模範国家」ドイツの現実）2015年10月13日号。

半田滋（2014）『日本は戦争をするのか』岩波新書。

ポール・ポスト著、山形浩生訳（2007）『戦争の経済学』バジリコ。

山田侑平訳・監修（2015）『「ポツダム宣言」を読んだことがありますか？』共同通信社。

柳澤協二（2015）『新安保法制は日本をどこに導くか』かもがわ出版。